

(9) 介護給付費請求に関するお知らせ

介護報酬の返還について（重要）

1 介護報酬について（基本事項）

介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいいます。

介護報酬はサービス毎に設定されており、各サービスの基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みです。

（出典：厚生労働省HP 介護報酬について）

2 介護報酬の返還について

ここ最近、実地指導における報酬請求指導において、介護報酬の返還が必要となる事例が増加しています。

各事業者（所）においては、事業の運営に当たって、指定基準（条例）及び考え方、いわゆる報酬告示（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等）及び留意事項通知（老企36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について等）等を常に確認してください。

（１）事後調査等で要件に合致していないことが判明した場合（留意事項通知第一の４抜粋）

- ① 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善が見られない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。

この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、全体が無効になるものであること。

当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費は不正利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不当・不正な届出をした指定事業者に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。

- ② また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

（２）加算等が算定されなくなる場合（留意事項通知第一の５抜粋）

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行わないものとする。

また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになるのは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

- ★ 不適切な介護報酬の請求が確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合は、監査の対象です。
さらに、監査の結果、介護報酬の請求に関して不正があった場合は、介護保険法第77条第1項第6号により、指定の取消し又は効力の全部若しくは一部の効力停止（行政処分）の対象です。
- ★ 法令遵守については、平成19年4月10日付け厚生労働省通知（介護サービス事業者の法令遵守の徹底について）の他、介護保険最新情報 Vol.13（株式会社コムソンの不正行為への対応等に係る記者発表について 平成19年6月6日）及びVol.73（介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について・介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について）等を再確認してください。

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により、利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性質がきわめて強い制度である。

このため、サービス提供を担っている事業者については、利用者に対する適切なサービス提供を求められるだけでなく、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な遵守が求められるところである。

（平成21年3月30日付老発第0330077号 厚生労働省老健局長名通知抜粋）

3 返還事例

◎最近の主な返還事由の事例（川崎市）

内 容	主なサービス
個別サービス計画の未作成 ※ 1	訪問介護 通所介護（地域密着を含む） 認知症対応型共同生活介護 等
人員基準違反 （人員欠如）	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 等
加算要件不備 （個別機能訓練・栄養マネジメント・特定事業所・ 経口維持・サービス提供体制強化等各種加算）	訪問介護 通所介護（地域密着を含む） 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 等
運営基準減算	居宅介護支援

- ※ 1：平成27年4月改正で、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」とされていますので、両計画の連動性や整合性を確認するためにも、提出依頼を行ってください。

障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン

～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする
差別を解消するための措置に関する対応指針～

抜 粋

平成 27 年 11 月

厚生労働大臣決定

障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して、厚生労働大臣が対応指針を決定しています。

介護分野を含めた福祉分野の事業者は、同ガイドライン（厚生労働省HP）に基づき、適切に対応してください。

本指針の対象となる福祉事業者の範囲は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業その他の福祉分野に関わる事業を行う事業者です。

「本指針の対象となる福祉事業者」

- ・生活保護関係事業（救護施設、更生施設などを経営する事業など）
- ・児童福祉、母子福祉関係事業（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、保育所、婦人保護施設、母子・父子福祉施設など）
- ・老人福祉関係事業（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを営する事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業など）
- ・障害福祉関係事業（障害者支援施設を営する事業、障害福祉サービス事業、身体障害者生活訓練等事業、補装具製作施設など）
- ・隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業 など

なお、基本方針において、「事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。」と規定されています。

注）事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第 13 条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによることとされており、同法に基づき別途定められた「障害者差別禁止指針（※1）」及び「合理的配慮指針（※2）」を参照してください。

※1 「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 116 号）

※2 「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 117 号）



KAWASAKI CITY